

公益社団法人全国通運連盟 会長
一般社団法人航空貨物運送協会 会長
一般社団法人国際フルフォワードーズ協会 会長
日本内航運送取扱業海運組合 理事長

） 殿

国土交通省大臣官房参事官（物流産業）

台風等による異常気象時下における貨物の集配に係る輸送の在り方について

近年、異常気象が多発している状況を踏まえ、トラック運送事業において、別紙のとおり、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下、「トラック事業法」という。）第17条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）第11条（異常気象時等における措置）に関して、異常気象時における輸送の在り方の目安が定められるとともに、トラック運送事業者等が当該目安を踏まえて輸送可否の判断をしたにもかかわらず、荷主より輸送を強要された場合の対応が示されたところである。

第二種貨物利用運送事業においても、トラック事業法第3条又は第35条第1項の許可を受けて当該事業に係る貨物の集配を行う者のみならず、同法第3条又は第35条第1項の許可を受けることなく貨物の集配を行う者（特定第二種貨物利用運送事業者）についても、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第32条及び第49条並びにトラック事業法第37条第3項に定めるところにより、トラック事業法第17条及び輸送安全規則第11条の規定の適用を受けるものであることから、同じく下記のとおり対応されるよう傘下会員事業者等に周知されたい。

なお、特定第二種貨物利用運送事業者が輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに貨物の集配に係る輸送を行い、上記の規定に違反したことが確認された場合は、あらかじめ定める基準にしたがって対処することになるので、傘下会員事業者等にあわせて周知されたい。

記

1. 異常気象時における措置の目安

別紙別表のとおり。

なお、運行の可否の判断を行うに当たっては、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の気象情報から判断すること。

2. 輸送を中止した場合の対応

運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否を判断し輸送を中止することとした場合には、その判断に至った理由等を直ちに荷主（真荷主のほか元請事業者を含む。以下同じ。）及び運送事業者へ報告し、当該輸送の取扱いについて相談すること。

3. 不適切な輸送を荷主に強要された場合の対応

別表に従い、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室又は最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）若しくは運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）にその旨通報されたい。

4. その他

別紙4. と同じ。